

弘前藩の刑法典 (十五) — 寛政律 —

付 『御用格』 二十三・二十四 (国立史料館所蔵)

橋 本 久

目次

はじめに

一 安永律 [第六号]

付1 『御刑罰御定』 (安永律) [第十三号]

付6 『要記秘鑑』 三十三 安永四年八月二十六日条 [第二十号]

二 寛政律

(一) 『御刑法書之写』 [第七号]

(二) 『寛政律』 (その一) [第八号]

(三) 『寛政律』 (その二) [第十一号]

(四) 『寛政律』 (その三)

付2 『隠商過料定牒』

付3 『人別方御用取扱条例』 『人別調方取扱条例』 [第十三号]

(五) 『寛政律』 (その四) [第十四号]

補訂1 『藩法史料集成』 所収「弘前藩御刑法牒」

(六) 『寛政律』 (その五)

付4 『諸取引御触書』 『公義御書付留』 『公義御触書留』

付5 (参考) 『公事訴訟取捌』 [第十五号]

(七) 『寛政律』 (その六) [第十七号]

(八) 『寛政改正御刑法帳』 [第十九号]

(九) 『寛政改正 刑律』 [第二十号]

付6 『要記秘鑑』 三十三 [第十七・十九・二十号]

資料

- (十) 『寛政九年 刑法』 [第二十一号]
 (十一) 『法律秘略』 [第二十二号]
 付7 『要記秘鑑』 三十四 [第二十一・二十二号]
 (十二) 『寛政律』 [第二十三号]
 付8 『御用格』 二十一 [第二十五号]
 (十三) 『和律』 [本 号]
 付9 『御用格』 二十二 [次号以下]
 (十四) 『御刑法帳』 二十三・二十四 [本 号]
 付10 『御用格』 二十三・二十四 [次号以下]
 (十五) 『刑律』
 (十六) 『旧津輕藩刑法』

三 文化律

- (一) 『刑法』
 (二) 『御刑法喋』 (その一)
 (三) 『御刑法喋』 (その二)
 (四) 『御刑法帳』

二 寛政律

(十四) 『御刑法帳』

凡 例

- 一 原本は弘前市立弘前図書館所蔵本（G K三二二・五一二三九）を用いた。
- 一 字体・字配りは、できるかぎり原本にしたがった。異体字・変体仮名については、かならずしも原本通りではない。
- 一 原本の塗抹は元字の左に、を付し、右に訂正した文字を記した。
- 一 原本の行末が次行に及んだ場合は、行末を示すために「をくわえた。」
- 一 原本の丁数・表裏を各終行末に「」で示した。
- 一 便宜上、(二)〜(十三)に倣い、各項目に「一、二、三、……、各条文に仮番号1、2、3、……等の数字を付した。ただし条文番号の18〜21は省く。
- 一 他に適宜書き加えた箇所は「」で示した。
- 一 変体仮名・異体字等に対応する仮名・正字を「」で示すのは少しにとどめた。
- 一 小紙片を貼った痕は「」で示した。

一	戸ノ	(一)
二	鞭刑	(二)
三	鞭刑追放	(三)
四	徒刑	(四)
五	死刑	(五)
六	贖刑	(六)

御刑法御定
定例
御刑法名目



〔表紙〕

〔縦24.2cm, 横17.5cm〕

七	惡逆	(七)
一	不道	
一	大不敬	(二ウ)
一	不孝	
一	不義	
八	老幼廢疾之事	(八)
九	科人者首徒 <small>(マ)</small> 可別事	(九)
十	一人ニ而二罪有之事	(一〇)
十一	五軒組合連座に可及ケ条之事	(一一)
十二	科人自身申出ル者	(一二)
十三	親族者罪を隠ル而茂御容赦之事	(一三)
十四	親族輕重之事	(一四)
十五	罪可減者ハ果減を得ル事	(一五)
十六	婦人犯罪之事	(一六)
十七	不義之財物取別之事	(一七)
十八	同数之内出奔有之片口ニ相成ル者 <small>(オ)</small> 此事	(一八)
十九	罪科加減之事 (一九)	(一九)
二十	取押物之事 (二〇)	(二〇)
二十一	命	(二一)
二十二	人を謀て殺ル者	(二二)

料 三 一 謀て親を殺しゆ者 (二三)

益 一 親族之謀殺 (二四)

益 一 謀て主人を殺しゆ者 (二五) (三才)

資 共 一 姦に因て夫を殺しゆ者 (二六)

共 一 一家三人を殺しゆ者 (二七)

共 一 頭分之者謀殺致ゆ者 (二八)

共 一 呪詛毒薬 (二九)

三 一 打擲〔ト〕て人を殺しゆ者 (三〇) (三ウ)

三 一 怪我〔ト〕て人を殺しゆ者 (三一)

三 一 夫有罪之妻妾を殺しゆ者 (三二)

三 一 人を逼て死を致ゆ者 (三三)

三 一 人殺し之者を内濟致ゆ者 (三四)

〔朱〕
三 一 打擲 (三五) (四才)

三 一 喧嘩打擲ハ疵之輕重を以て罪を定ゆ事 (三五)

共 一 疵療治之事 (三六)

共 一 勢を以て人を縛里打擲致ゆ者 (三七)

共 一 下人主人を打擲致ゆ者 (三八)

共 一 妻妾夫を打擲致ゆもの (三九)

早 一 兄弟之打擲 (四〇)

四 一 師匠を打擲致ゆ者 (四一) (四ウ)

四 一 父祖人ニ打擲せられ其子孫返し打

ゆ者 (四二)

四 一 盜賊竊盜〔ク〕 (四三)

四 一 御城中江忍入盜致ゆ者 (四四)

四 一 竈〔朱〕 一自分預ものを私曲致ゆ者 (四五)

四 一 御藏之財物盜取ゆ者 (四六)

四 一 強盜 (四七) (五才)

四 一 白昼人之物を搶奪ゆ者 (四八)

四 一 火附 (四九)

四 一 馬盜 (五〇)

四 一 盜袖 (五一)

〔朱〕
四 一 流失木盜揚致ゆ者 (五二)

四 一 田野之穀物を盜取ゆ者 (五三)

四 一 夜中故なく人之家に入ゆ者 (五四)

四 一 盗人之宿致ゆ者 (五五) (五ウ)

〔朱續〕
四 一 竊盜之宿致ゆ者 (五六)

四 一 匂引 (五七)

四 一 入墨を抜取ゆ者 (五八)

四 一 謀書謀判致ゆ者 (五九)

弘前藩の刑法典 (金)

五	一	役人を似せし者	[五九]
六	一	似せ金銀を造し者	[六〇]
		<small>〔朱〕</small> 〇賄賂	
七	一	狂法賄賂之事	[六一]
八	一	不狂法賄賂之事	[六二]
九	一	坐贓之事	[六三]
十	一	賄賂之約諾い堂しし者	[六四]
十一	一	賄賂を行はしもの之事	[六五]
十二	一	茂合取立私曲致し者	[六六]
十三	一	田宅隠田畑	[六七]
十四	一	田畑質入	[六八]
十五	一	田畠之押領	[六九]
十六	一	御取納之遲滞	[七〇]
十七	一	内借	[七一]
十八	一	訴訟手越に訴状差出し者	[七二]
十九	一	無名之訴状	[七三]
二十	一	不實之事故訴状し者	[七四]
二十一	一	親族相訴しもの	[七五]
二十二	一	子孫父母之教に背し者	[七六]
二十三	一	訴訟之腰推し堂しし者	[七七]

廿四	一	強訴	[七八]
廿五	一	連上隠津出	[七九]
廿六	一	隠荷揚	[八〇]
廿七	一	隠商賣	[八一]
廿八	一	雜犯博奕	[八二]
廿九	一	御用事頼合致し者	[八三]
三十	一	人之罪を致輕重し者	[八四]
三十一	一	失火	[八五]
三十二	一	野火	[八六]
三十三	一	御觸に背し者	[八七]
三十四	一	不可為ス義を致し者	[八八]
三十五	一	科人手向致し者	[八九]
三十六	一	科人出奔	[九〇]
三十七	一	科人をかくしし者	[九一]
三十八	一	私に舛秤を造し者	[九二]
三十九	一	御関所を忍通し者	[九三]
		<small>〔朱〕</small> 〔門〕 〔関津〕	
		<small>〔貳紙〕</small> 関門二而可被	
四十	一	立婦者	[九四]
四十一	一	馬札紛失	[九五]
四十二	一	犯姦姦淫	[九六]

料 七 一 僧尼狂姦〔犯〕

〔九七〕 〔八ウ〕

八 一 下人家長之妻女を姦ひ者

〔九八〕

九 一 相對死

〔九九〕

資 一 一 隱遊女

〔一〇〇〕 〔九オ〕

〔粘紙憑〕
覺

此度御刑法〔粘紙憑〕改被仰付〔定〕不付沙汰〔犯〕

仕〔定〕所明律者歴代之刑法を致損益

相立〔犯〕儀ニ付律之輕重宜〔定〕く義理共ニ

正〔定〕く御座〔犯〕得共當時に比へ〔定〕得者一躰

之律重〔定〕く御座〔犯〕間明律ニ而答罪に

相當〔定〕部〔犯〕ハ大方當時戸〔定〕メニ而相濟〔犯〕振

合〔定〕ニ御座〔犯〕猶又刑法茂違〔定〕間其〔犯〕低〔定〕不〔定〕々

難用依〔定〕之當時通例行〔定〕ひ〔犯〕刑名を以

明律〔定〕之格〔犯〕不〔定〕隨〔定〕ひ差等相立專其義

理〔定〕不〔定〕依〔定〕り輕重相分〔犯〕申〔定〕ひ右之内

公義御定〔定〕不〔定〕相拘〔犯〕儀并是追〔定〕之御〔法〕法〔定〕ニ而

俄〔定〕ニ輕重難相成分〔犯〕ハ与得沙汰仕對酌〔粘紙憑〕

加減仕〔定〕間此末御刑〔粘紙憑〕罪御沙汰御座〔犯〕節

若此度相定〔定〕ひケ条之内洩〔犯〕儀御座〔定〕節

茂右之趣を以明律を参考罪之輕〔定〕重無之様被仰付〔犯〕様奉存〔定〕節即此度相

定〔定〕ひ御刑法名目与明律刑名との相當

之差等如左

戸〔定〕メ 明律答刑

五日 十

十日 二十

十五日 三十

廿日 四十

三十日 五十 〔一一オ〕

鞭刑 明律杖刑

三 六十

六 七十

九 八十

十二 九十

十五 一百

鞭刑追放 明律徒刑 〔一一ウ〕

十八 所拂 一年杖六十

廿一	三里	一年半杖七十	
廿四	五里	二年杖八十	
廿七	七里	二年半杖九十	
三十	十里 <small>大場御搦</small>	三年杖一百	
徒刑		明律流刑	
半年鞭三十		二千里杖一百	〔一二才〕
一年鞭三十		二千五百里杖一百	
一年半鞭三十		三千里杖一百	
死刑		明律死刑	
斬		絞	
獄門		斬秋後	
磔		斬即決 <small>立</small>	〔一二才〕
火刑		火刑者火附を極て重科に相定 <small>立</small>	
		公義御定ニ付明律相當無之 <small>〔朱〕二八</small>	
御刑法御定			
定例			
御刑法名目			

一	戸ノ五	〔一三才〕
戸ノ五日		
同 十日		
同 十五日		
同 廿日		
同 三十日		
但子兄弟或者奉公人之類戸ノ難		
相成者ハ右日数之通過料人夫或ハ一日		
六十文之積を以過料錢為差出 <small>立</small> 事		〔一三才〕
二	鞭刑五	
鞭三		
同 六		
同 九		
同 十二		
同 十五		
三	鞭刑追放五	〔一四才〕
鞭十八 所拂		

料

資

同廿一 三里

同廿四 五里

同廿七 七里

同三十 十里 大場御擗

但追放者鞭十八以上ニハ得共其罪之

子細に寄其所に難差置者ハ鞭数ニ

不拘所拂可致事

〔一四ウ〕

4 四

徒刑三

徒半年 鞭三十

同一年 鞭三十

同一年半 鞭三十

但徒刑之者ハ銅鉛山江差遣し鞭

刑之上年限之通苦使可致事

死刑四

〔一五オ〕

5 五

斬

獄門

磔

火刑

6 六

贖刑

鞭三八

同六ハ

同九ハ

同十二ハ

同十五ハ

同十八ハ

同廿一ハ

同廿四ハ

同廿七ハ

鞭三十八

徒半年ハ

同一年ハ

同一年半ハ

死罪ハ

過料〔書〕

三ノ六百文

四ノ貳百文

四ノ八百文

五ノ四百文

六ノ文

十二ノ文

十五ノ文

十八ノ文

廿一ノ文

廿四ノ文

三十ノ文

三十三ノ文

三十六ノ文

四十二ノ文

右過料之儀者老幼癡疾之類刑に不可

行者并過て人を殺し或ハ疵付ハ類相

當之過料ニ而罪を贖ひ可申事

一過料之者若貧困ふて上納難相成

ものち銅鉛山江差遣し一日六拾文之積〔書〕

7

〔一六ウ〕

を以夫役ニ遣ひ可申事若又老幼廢疾之類夫役亦難相成者ハ其身窄舎之上一年或ハ二年ホテ容赦可致事

〔貼紙書〕
〔五逆之事〕

七

一 惡逆

祖父母父母を打擲い堂し或ハ殺さん登謀里又伯叔父姑兄姉母方の祖父母を殺し夫を殺しゆ者之事

〔二七オ〕

九

一 不道

一家之内死罪^{〔貼紙書〕}あらざるもの三人を殺し并人の支^{〔貼紙書〕}體を切不ときむべく切害い堂しゆ者之事

〔二七ウ〕

10

一 大不敬

御宗廟御飾物并御召物等を盜取ゆものゝ事

11

一 不孝

父母^{〔貼紙書〕}祖父母之事訴へ或ハ惡口い堂し并父母の扱宜し可ら春難決せし

12

一 不義

むるものゝ事

支配之者頭分之者を殺し弟子登して師匠を殺しゆ者之事

〔二八オ〕

八

老幼廢疾之事

一 一歳七拾以上十五歳以下并廢疾之者死罪以下贖ひふて用捨可致事八十以上十歳以下死罪を犯しゆ者ハ

上聞之上時宜次第御沙汰可被仰付ゆ事盜賊并人に疵付ゆ者贖を出させ

〔二八ウ〕

申邊^{〔貼紙書〕}き事其餘之罪ハ御搆無之九十以上七歳以下者死罪ホテも刑を不可加事

但罪を犯ゆ節未老疾に無之ゆと母事頭ゆ節老疾にゆ得者老疾を以沙汰可致事幼少之節罪を犯し壯年に至り事頭ゆ節幼少之例を以沙汰可致事

〔二九オ〕

14

一 廢疾之事惣而人事に者^{〔貼紙書〕}つ連ゆ片輪

五九

病人を云な梨馬鹿乱心之類茂廢疾
与可致事

九

科人者首〔貳紙懲〕徒を可別事 〔朱〕「〇從」

15

一人以上申合罪を犯し節ハ其内趣意相
企むものを首与可致事其余者徒与

致し事徒之者ハ首より罪一等を減
可申事尤本文に同類不殘と有之
ハ首〔朱〕「從」
ハ首〔朱〕「從」之差別無之事 〔二一九ウ〕

一〇

一人ニ而二罪有之事

16

一凡而二罪以上と母に顯れし節ハ重きもの
一ヶ条を以罪を定む事若一罪先ニ顯れ

既刑を加は後外の罪顯れし節ハ輕き者并
同等之科ハ御沙汰に不及若跡に顯れし
科重くハ沙汰直しにい堂〔朱〕「前罪乃
鞭數差引殘る鞭數をか梨刑を加
は事 〔二〇ウ〕

は事

一一

五軒組合連座に可及ヶ条之事

17

一隱田畑 一隱津出 〔二〇ウ〕

一盜 杣 一博奕の宿

一隱商賣

右ヶ条之内罪を犯し者組合之者ハ本人

之罪相當を以過料に直し組合四軒

より為差出は事

但組合に不滿ものハ四軒の割合

を以不足分者容赦い堂しは事 〔二一オ〕

一二

科人自身申出は者

22

一愆而惡事を致し者〔懲〕「また顯れさ
る」前自身申出におゐてハ其罪用捨

被仰付は事〔朱〕「但人を疵付或ハ物ヲ寄里
不可償品并姦通之類ヲ不許事

一竊盜或ハ手段等にて人の財を取其後

過を悔ひて自身登本人江可へしは者ハ

上江申出る登同前其科可許支 〔二二ウ〕

親族ハ罪を隠ひても御容赦之事

親族ハ罪を隠ひても御容赦之事

一三

親族ハ罪を隠ひても御容赦之事

24

一 父母兄弟伯叔父姑夫婦之間罪有之相隠し〔本末〕も御咎無之事

但其事を泄らし逃去らしむる共不

二〇

可罪事家來主人の為に隠れも是

又同前之事其外妻之父母娘之聲

夫の兄弟ハ相隠れ節平人よ梨罪

〔二三オ〕

三等を減可申事

一四

親族輕重之事

25

一 本文に祖父母と有之ハ高祖曾祖同様之事孫と有之ハ曾孫玄孫同様之事

嫡孫承祖も父母と同様嫡母養母ハ実

母と同様之事

〔二三ウ〕

一五

〔貼紙〕
「罪可減者ハ果減を得る事」

26

一 縦ハ罪を犯れもの首与從与有之時其

從之者ハ罪一等を減れ上其者外ニ可減

子細有之時ハ又幾度等も段々可減事

一六

婦人犯罪之事

27

一 婦人之罪を犯れハ鞭十五に不可過鞭十五以上に相當節ハ十五鞭切て残る數も過料〔イ〕不て罪を贖可申事

28

一 婦人之鞭刑ハ褌袴〔イ〕以上〔イ〕梨打可申事

但姦淫之罪も衣を去直に打可申

事竊盜の類も入墨を許可申事

〔二三オ〕

一七

不義の財物取〔貼紙〕別之事

29

一 財物之上不て罪を犯れ者本人相手共不

罪有之時も其財物者没収可致事

若相手方罪あり本人罪之時者

其財物ハ本人江相可へし〔イ〕事

30

一 其財物之没収可致もの并本人江可返

もの既ニ費し用ひれハ可令償出〔イ〕若

科人身死〔イ〕て品物費用節ハ取立ニ

〔二三ウ〕

不及事

一八

同類之内出奔有之片口ニ相成れ者

之事

31

一 同類之内老人出奔〔イ〕堂〔イ〕し一人召捕れ

節其者出奔い堂しゆ者を本人之旨

申出別に證人無之時ハ其者ハ〔朱〕「徒と致

し刑を可加事其後出奔致ゆ者召〔卷〕を」

捕ゆ節最初之者本人に相違無之時ハ

即首とい堂し残る刑を加ゆ事

〔二四オ〕

一九 罪科加減之例

32 一加と云ハ本罪の上ハ尚加え重く致ゆ

事減と云ハ本罪の上を減して軽く

致ゆ事〔朱〕「但減ゆ節ハ四段之死罪三段之

徒罪各一等登い堂し減ゆ事加ゆ節

ハ一段毎に一等と致ゆ事猶又加罪

ハ徒一年半鞭三十限ホて加て死よ

入遍可らを加て死よ可入ものハ其ケ條

ハ其訳断有之事

〔二四ウ〕

二〇 闕所之事

33 一闕所之事鞭三十已上專利欲に拘ゆ

科ら其利欲の軽重に寄里田畑或ハ

家屋敷家財ハ闕所可申付事重罪

〔二五オ〕

ホても利欲に不拘ものハ律之ケ条ニ
出外ハ闕所不可致事

二一 取押物之事

34 一惣而禁を犯ゆものを取押ゆ儀其懸合

役筋之者ニ無之ハ其品物取押ゆもの江

被下ゆ事其役筋ホて取押ゆハ、押〔朱〕「取

物多少ニ寄御賞被下其品ハ没取可致

〔二五ウ〕

事

〔朱〕人命

二二 人越謀て殺ゆ者

35 一宿意をもつて謀て人を殺ゆ者其張

本人ハ獄門加談手傳い堂し殺ゆ者ハ

斬罪加談斗ホて手傳不致ゆ者ハ徒一

〔二六オ〕

年半鞭三十

36 一疵付ゆ迄ホて不死時ホ張本人斬罪

加談手傳致ゆものハ徒一年半鞭三十

37 一謀殺の事行ゆ得者疵付不申ゆとも

張本人ハ鞭三十加談手傳之者鞭十

五

38

一右之張本人者縦ひ其場に不臨ひ共殺ひ節ち其身手ニ懸殺ひ同前疵付

〔二六ウ〕

〔朱〕
「は節ハ手ニ懸疵付ひも」

〔朱抄〕
「同前之事加談之者ハ其場ニ不臨ひへハ其場に臨ひものよ梨罪一等を許

可申事

39

一若因之財宝を取ひ得ハ強盜之律に者堂可ひ張本人加談之差別無之不殘

〔朱〕
「但同行之内ふても財を分ケ不

申ひ得者謀殺之律にて捌ひ事

二三

謀て親を殺ひ者

〔二七ウ〕

40

一謀て親を殺ひもの男女に不限肆しもの鋸引婦人夫の父母を殺しひも同様之事

〔朱〕
「但」

二五

「鋸引之罪ハ罪之次第建札い堂し

往來の道路に於て肆之事三日

往來之者勝手次第鋸引致させひ事

右日限相済ひ迄鋸引致し者無之ハ其

節引廻しの上磔

〔二七ウ〕

41

一弑逆之事既不行ひ得者縦疵付不申登も磔

42

一親殺之者妻子も不殘遠く追放家屋敷家財闕所「」但子よても別居

〔朱〕
之者も御容赦之事

43

一親殺之者於自滅者死骸塩漬磔可致事

二四

親族之謀殺

〔二八ウ〕

44

一祖父母を殺さん登謀り已に行ひひ者ち獄門殺ひ得者引廻し上磔「」但母方の

45

祖父母同様之事
一婦人夫之祖父母并夫を殺ひもの右同様之事

46

一伯叔父姑姉も謀殺已に行ひひへえ徒一年鞭三十疵付ひ得者獄門殺ひへハ

47

〔朱〕
「〇父母」
一祖父母「子孫を謀殺致し者解死人ニ不及

徒一年鞭三十

〔二八ウ〕

48

一 伯叔父姑之甥姪を謀殺し堂し兄姉の
弟妹を謀殺致しもの斬罪

二五

謀て主人をふろしゆ者

49

一 謀て主人を殺しゆもの男女に不限肆

しもの鋸引〔卷〕但疵付ゆ者行ひゆ者惣して

〔二九オ〕

子之父母に對し同様の事

50

一 下人他の主人を殺しゆもの磔〔卷〕但下人主人を
暇出外江奉公い堂し罷在本之主人を

殺しゆ者外の主人を殺し登同様の支

二六

姦によつて夫を殺しゆ者

51

一 妻妾他之人と姦通い堂し因て夫越

殺しゆ者引廻之上磔姦夫も獄門若男

〔二九ウ〕

之手段而已ふて女其謀を不知といへ共

女ハ斬罪又女之手段者〔卷〕が梨ふて男其

謀を不知時も唯姦夫之刑に一等を

加て罪に行ゆ事

52

一 妻妾人と姦通い堂しゆを現在姦通

之所より於て見届即時に殺しゆ者

ろ御咎無之事若其場を立去ゆ後訴
もなく擅に殺しゆもの喧嘩ふて人
を殺しゆと同様の事

〔三〇オ〕

二七

一家三人を殺しゆ者

53

一 一家之内非死罪人三人を殺し并人之支

骸を切〔卷〕るときむふく殺害い堂しゆもの

引廻之上磔家財闕所死者之家江被下ゆ

妻子ハ速く追放加談致し者手傳致し者

と母に獄門

〔三〇ウ〕

但追放之義別居の子も御咎赦の

事

二八

頭分之者を謀殺し堂しゆ者

54

一 支配之者頭分之者を殺さんと謀既ニ行ひ

ゆへハ徒半年鞭三十疵付ゆ得ハ斬罪殺

しゆ得者磔

二九

呪咀毒藥

一 呪咀調伏等を以たし人を殺さんと謀ゆ者

〔三一オ〕

謀殺之律をもつて罪に行ひし事若

唯人を苦めん登謀りハ二等を減れ

毒薬を用へれも同様之事毒薬を買

いま用ざるもの鞭三十其衷を知て

くそりを賣ゆ者は罪不知る時ハ御

咎無之

〔三二ウ〕

〔朱書〕に間違と記す
「〇打擲」

三〇 打擲て人を殺ゆ者

56 一本よ製巧て殺しゆ心ふち無之一時の

喧嘩打擲て人を殺しゆ者ハ斬罪

尤相手方理不尽之致方ふて不得止

切害に於てハ相手方親類名主僉義

之上被殺ゆ者平日不法ものに相違無之

ゆハ、死罪二等を減可申事

〔三二オ〕

57 一同く謀て人を打擲致因て死ニ至ゆ得ハ

急所の疵を得させゆものを解死人ニ可

致事〔朱書〕但最初事を企ゆ者ハ徒一年半

鞭三十余人ハ何連茂鞭十五

三一 怪我て人を殺しゆ者

58 一怪我て人を殺し或ハ疵付ゆ者打擲

之律によつて贖を取其者ニ被下ゆ事

一途中馬車ふて人を過ち〔朱書〕ゆハハハ緩怠乃

事無之ゆ者怪我をもつて沙汰可致ゆ

事若不慎之儀於有之者打擲之律

をもつて刑を可加事

〔三二ウ〕

60 一危き仕業を致し依之人を殺しゆ者

贖ふ雜相成打擲之律をもつて

刑を可加事

61 一喧嘩等ふて因て傍之人を殺し疵

付ゆ者喧嘩ふて殺し疵付ゆと可為

同前事

〔三三オ〕

62 一若又謀て人を殺さんとして過而別

人を殺し疵付ゆ得者謀殺を以沙汰

致し遍く事

三二 夫有罪之妻妾を殺ゆ者

63 一妻妾夫之祖父母を打擲等に依

其夫打之因て死ニ至ゆ得者御咎無之

〔三三ウ〕

若又強而擅に殺しぬハ鞭十五〔朱書〕但外之罪より里打擲い堂しぬ者可為

解死人事

64

一 夫妻妾を打擲或ハ罵り等致ゆに

依り其妻妾自殺いふしぬハ、不

及御沙汰事〔朱書〕但重疵等負せぬ節ハ

夫妻妾を打擲之律に依りて沙

汰之事

〔三四オ〕

三三

人を逼て死を致ゆ者

65

一事に依りて人を逼里其人自殺致ゆ

もの鞭十五并金貳兩を出さしめ死者之

家江被下置ゆ事若姦を行ひ盜を〔貼紙獲〕

い堂しぬため人を逼里死を致ゆ者

ハ獄門

〔三四ウ〕

三四

人殺之者を内濟致ゆ者

66

一 祖父母父母人之為殺され其子孫内濟

致ゆ者徒一年半鞭三十夫殺されゆ而

内濟い堂しぬ者はまゝ同様之事

伯叔父姑兄姉者二等を滅可申事

若子孫人の為ニ被殺祖父母父母内

濟致しぬ者鞭九常人の内濟ハ鞭三

67

一 内濟之為に賂を取ゆ者ハ錢之高を以

竊盜に準し重万ニ而沙汰可致事

但父母被殺賂を取ゆもの死罪

68

一同居或ハ同行之人初よ梨其人を謀而

害勢んとそる事を存な可ら不留

るもの并被殺後訴さる者ハ鞭十五

三五

喧嘩打擲者疵之輕重を以

罪を定ゆ事

一 手足或ハ外之物を以人を打擲致ゆ者〔傍〕

戸メ十日疵付ゆ得者戸メ廿日

但打ゆ所不破ゆと母青赤腫ゆを疵と

定ゆ事

70

一 血鼻口より里出或ハ内損血を吐ゆ者鞭

九不淨之物を以人之頭面を汚しぬもの

右同様之事

〔三六オ〕

〔三五ウ〕

71 一齒一枚或ハ手足の指一本を折一目越

傷并耳鼻を傷ゆもの鞭十五湯火を

もつて人を傷ゆ者不淨を以人之口鼻

72 之内江入ゆも同様之事齒式枚指二本

已上を折ゆ者鞭十八

〔三六ウ〕

73 一人之骨を折并兩目を傷或ハ婦人之胎

を墮し并一切之刃物之切疵ハ鞭廿四

但兵器不ても柄を以て打ゆハ、刃物ニ者

無之事

74 一手老本〔朱書後補〕「足老本」を折或ハ一目を潰しゆ者鞭三

十〔貼紙〕又ハ

75 一兩手足を折或ハ兩目を潰し或ハ持病

等有之処因て廢疾に至らしめゆ者并

〔三七オ〕

人之陰陽を傷ゆ者徒一年半鞭三十右

科人之家財半分を以疵を得ゆ者江〔貼紙・朱書〕給与之

事

右條々之科人大勢まて犯ゆ節其内疵

付ゆ者を重罪不致、事本趣意企ゆ者

ハ疵付不申ゆても其次之科ニ申付ゆ事但疵を

得、者死ふ至、ハ同行之内人を殺ゆ節不溜

之律に依而鞭十五 〔三七ウ〕

76 一喧嘩不て双方疵を得ゆ節双方之疵

相改疵之輕重不て罪を定ゆ事尤

跡より手を下し理直き方ハ二等

を減可申事

三六 疵療治之事

77 一疵を蒙りゆ者日限を立打擲之者、

療治致さしむ逼き事日限之内死

ゆ得者打擲之者可為解死人事若

日限之内不ても疵平癒致、断差出ゆ後

余病不て死ゆハ唯打擲之罪を加へ可

申事

〔三八オ〕

78 一指一本を折ゆ已上之疵日限之内療治ニ而

平癒いたしゆハ罪二等を減申逼し

日限滿る日迄平癒無之者ハ右之本

律を相用得ゆ事尤婦人之破産并病

氣平癒不ても痼疾等に至ゆ者罪

減申滿しき事

〔三八ウ〕

79 一手足其外之物まて輕き打疵ハ廿日限

金創火毒ハ三十日限手足を折骨痛、
婦人の墮胎ハ五十日限

三七

勢ひを以人を縛打擲致ゆ者

80

一 争論に依て人を縛里打擲致或ろ

私家に於て而人を押籠等致ゆ者鞭九

若疵重く内損吐血以上に至ゆ得ハ平

人打擲より二等を加可申事尤自分

手を下し不申ゆ共差圖致ゆ者本罪

よ可致事差圖を受手を下しゆ者

一等を減可申事

〔三九オ〕

三八

下人主人を打擲致ゆ者

81

一 下人として主人を打擲致ゆ者獄門死

よ至ゆハハ鋸引怪我よて殺ゆ者斬罪怪

我よて疵付ゆ得者徒一年半鞭三十

82

一 主人下人を打擲致ゆ者輕き疵ハ御

沙汰ニ不及打傷已上之疵も平人打

擲より四等を減可申事死ニ至りゆ

ハハ鞭十八怪我よて殺しゆハハ御沙汰ニ

〔三九ウ〕

三九

妻妾夫を打擲致ゆ者

83

一 妻妾夫を打擲致ゆもの鞭十五折傷

已上之疵も平人よ梨三等を加可致

一目を潰しゆ以上ハ斬罪死よ至ゆ得者

一 磔

84

一 若妾も夫并妻を打擲致ゆハ又一等

を加可申事死に至ゆハハ磔尤加る者ハ

加て死よ入ゆ事

85

一 夫妻を打擲致ゆ者折傷已上に非れ

ハ御沙汰不及事右以上者平人の律よ

二等を減可申事死に至ゆ得ハ斬罪

妾を打擲い堂し折傷以上に至ゆハハ

まよ二等を減可申事死不至ゆハハ

鞭三十

86

一 妻之妾を打擲いたしゆ者夫之妻を

打擲致ゆ登同様之事怪我よて殺ゆ

者其證據分明に於てハ〔^貳沙汰ニ不及及

〔四一オ〕

〔四〇ウ〕

〔四〇オ〕

四〇

兄弟之打擲

87 一 弟妹として兄姉を打擲致し者鞭廿七

疵付得者〔朱筆・挿心〕「鞭」三十折傷已上ハ鞭三十徒

老年〔朱筆・挿心〕「半」刃傷并手足を折一目を潰し以上ハ斬罪死不至ハハ獄門伯叔父姑越

打擲致しもの同様之事怪我不て殺

し或ハ疵付もの本殺傷之罪ニ二

等を減可申事尤贖不難相成ハ

一 兄姉之身登して弟妹を打擲〔朱筆〕マ亭

88

殺し伯叔父姑甥姪を打擲マて殺

しハハ鞭三十怪我不て殺しハ者

證據分明に於而ハ〔貼紙〕「沙汰」ニ不及事

89

一 子孫として祖父母父母を打擲致し者并

妻として舅姑を打擲い堂しハもの

獄門死に至ハ得者鋸引怪我不て殺ハハ

斬罪

90

一 祖父母父母之子孫を打擲〔朱筆〕マて殺ハ〔朱筆〕者

鞭十五継母も一等を加ヘ可申事〔朱筆〕「但子

孫祖父母父母を罵或ハ打ハに依リ因

て打擲い堂し死に至ハ得〔朱筆〕御沙汰

不及怪我不て殺しハハ是又同様
の事

〔四二ウ〕

四一

師匠を打擲致ハ者

91

一 師匠を打擲い堂しハ者平人に二等
を加可申事殺しハハハ

四二

父祖人マ打擲せられ其子孫返

し打ハもの

92

一 祖父母父母人之為マ被打擲其子孫

救ハ堂め返し打ハ者輕疵〔貼紙〕「御沙汰

不及折傷已上不至ハ得者平人打擲

より三等越減可申事死不至ハ

ヘハ定法の如く可為解死人事

〔四三オ〕

四三

「盜賊」竊盜

93

一 盜致ハ者入墨之上盜取ハ高に應シ

輕重之罪科可行事

〔四三ウ〕

料

資

一十貫文以下

入墨
三

一十貫文以上

同 六

一廿貫文以上

同 九

一三十貫文以上

同十二

一四十貫文以上

同十五

一五十貫文以上

同十八

一六十貫文以上

同廿一

一七十貫文以上

同廿四

一八十貫文以上

同廿七

一九十貫文以上

同三十

一百〇貫文以上

徒半年鞭三十

一百一十貫文以上

同一年鞭三十

一百廿〇貫文以上

徒一年半鞭三十

一百三十〇貫文以上

〔船無渡〕斬但徒之者ハ死罪
〔宋書〕「一等を許し事
「但從ノ者ハ死罪一等ヲ許し事」

右錢高を以罪之輕重を定め儀盜取ル

品幾人ふて分けても分前之高ニ不拘

盜取ル本高を以一人毎に罪を加ゆ事

尤徒之ものも一等を減可申事〔宋書〕但

一時ハ數家に於而盜取ル節ハ其内只

〔四四ウ〕

〔四四オ〕

一家之財多き方をもつて罪を定
ル事米穀等のものハ時之直段を以
テ錢不直し品ものハ直打い堂させ
錢に差積可申事

〔四五オ〕

94 一 盜に忍入ルもの財物を取不申ル得者鞭
三入墨を免之

但人の土藏を破或る盜に忍入ル次第
ふより大盜に紛無之得者財物に
不拘入墨鞭三十

95 一 入墨之儀腕之廻幅三步不〔注〕とに入墨可
致ル尤初度者右之腕江彫里二度目ハ左
之腕へ彫可申事三度に及ルハ多少に
不依斬罪

〔四五ウ〕

四四 御城中江入盜致ル者

96 一 御城中へ忍入盜致ル者獄門自分預之

四五 ものを私曲致ル者〔宋書〕致ル者

御預之者を私曲致し盜取ル者首徒〔注〕

之差別無之盜取ル錢高を以罪を定め

事尤幾人ふて分けても分前之高に

〔四六オ〕

不拘盜取_レ本之高を以一人毎に罪を〔貼紙應〕定_ル事

定

一 貳貫五百文以下

入墨

鞭 九

一 貳貫五百文以上

同十二

一 五貫文以上

同十五

一 七貫五百文以上

同十八

一 十貫文以上

同廿一

一 十二貫五百文以上

同廿四

一 十五貫文以上

同廿七

一 十七貫五百文以上

同三十

一 二十_ノ文以上

徒半年鞭三十

一 二十五_ノ文以上

同老年鞭三十

一 三十_ノ文以上

同老年半鞭三十

一 四十_ノ文以上

〔死罪之代徒二年鞭三十〕

〔四七才〕

四六

御藏之財物盜取_ル者

98

一 御藏之財物を盜取_ル者并〔貼紙應〕御藏廻_ル之者

御藏之財物を私曲致_ル者〔朱書〕首徒_一之者

別無之盜取_ル錢高を以罪を定_ル事尤幾

人亦て分_レてても〔朱書挿入〕「分」前之高に不拘盜取_ル本高を以老人毎に罪を加_ル事

定

一 五_ノ文以下

入墨

鞭 六

一 五_ノ文以上

同 九

一 十_ノ文以上

同十二

一 十五_ノ文以上

同十五

一 貳十_ノ文以上

同十八

一 貳十五_ノ文以上

同廿一

一 三十_ノ文以上

同廿四

一 三十五_ノ文以上

同廿七

一 四十_ノ文以上

同三十

一 四十五_ノ文以上

徒半年鞭三十

一 五十_ノ文以上

同一年鞭三十

一 五十五_ノ文以上

同一年半鞭三十

一 八十_ノ文以上

斬

〔貼紙應〕但御藏廻_ル之者私曲致_ルハ死罪之代

徒二年鞭三十

四七

強盜

〔四八才〕

99

一 追剥強盜之者既に行ひ得者財物
を取不申ゆ共徒一年半鞭三十既ニ財物を
取ゆへも同類不殘廢

100

一 盜ヲ忍入ゆ者其家之人江手向い堂し或ハ
疵付ゆへハ強盜之御仕置堂る廻くゆ
但同類之者助力いささるものハ竊盜
をもつて「沙汰可致事」
をもつて「沙汰可致事」

101

一 若竊盜既に財物を捨逃去ゆを其家
人追懸ゆニ付因て手向致ゆ者ハ此律を
不用科人手向之律を以刑を加ゆ事

〔四九オ〕

四八

白昼人之物を奪ゆ者

102

一 白昼人之物を奪取ゆ者鞭三十若取ゆ高
多くハ竊盜之罪に二等を可加事〔徒〕

之者ハ一等を可減事

103

一 難船等之節便に乗し乱妨致しゆ
もの同様之事

〔四九ウ〕

104

一 喧嘩等致し因て財物を奪取ゆ者
是又同様之事

105

一 巾着切之類者搶奪ふる無之ハ竊

盜之儀をもつて刑を加ゆ事

四九

火附

106

一 盜之為に火を附ゆ者火刑
但然上不申ゆ得者斬罪〔徒〕

〔五〇オ〕

107

一 附たり火を可附冒張札投文致ゆ者
鞭三十

五〇

馬盜

108

一 馬を盜賣買致ゆ者斬罪

五一

盜杣

109

一 盜杣取い堂しゆ者杣取之多少を以御
藏之財物を盜取ゆ律を以刑を可加事
尤入墨ち許ゆ事

〔五〇ウ〕

110

一 山師共過木伐取ゆもの伐出之過木不殘
取上伐出之多少をもつて罪を加ゆ事
前条同様之事

111

一 御留山ふて柴薪等を盜伐致ゆもの
過料者メ文尤伐出之高多ゆハ、錢ニ差

積一倍之過料可申付事尚又〔貳紙・朱書〕 山ニ〔御留〕

無之共御停止木伐荒ゆもの右同様之事〔朱書〕

〔五一オ〕

112 一山中伐荒有之科人相知不申ハ節ハ伐

荒之多少をもつて山下村江過料

可申付事

113 一無極印之材木賣買い堂しゆもの取

上之上盜物を存な可ら賣買致々律

をもつて刑を加ゆ事

〔114欠〕

五二

115 一流失流木盜上ゆ者出水之節流失流〔朱書〕

木取上ゆもの見分之上五ヶ一山師よ里〔朱書〕

〔五一ウ〕

相渡可申ゆ若隠置被見出ハ節者〔虫頭〕

〔隠〕木多少をもつて過料為差出ハ

事

定

一十本以下 壹メ貳百文

一十本以上 壹メ八百文

一貳拾本以上 貳メ四百文

一三拾本以上 三メ文〔五一オ〕

一四拾本以上 三メ六百文

一五拾本以上 四メ貳百文

一六拾本以上 四メ八百文

一七拾本以上 五メ四百文

一八拾本以上 六メ文

一九拾本以上 六メ六百文

一百本以上 七メ貳百文〔五一ウ〕

五三 田野之穀物を盜取ゆ者

116 一田野之穀物を盜取ゆ者竊盜に準し〔朱書〕

多少をもつて罪を定ゆ事〔朱書〕但入墨同

様之事

117 一柴草木石之類人功を以伐取積置ゆを

擅取取ゆ者は又同様之事〔朱書〕但入墨

免之〔五三オ〕

五四 夜中無故人之家に入ゆ者〔朱書〕

118 一夜中無故人之家に入ゆ者鞭〔朱書〕三若其人〔朱書〕

即時ヲ殺しゆもの御構無之若ま〔朱書〕

既に捕置擅に打擲い堂し疵付

いものち平人打擲致ゆより二等を

減し罪より行ひゆ事死より至ゆ得者

鞭三十

〔五三ウ〕

盗人之宿致ゆ者

五六

て人を疵付ゆ者斬罪

勾引

122 一手段を設け人を勾引ゆもの鞭三十因

五五 一強盜之宿致ゆ者其身不行ゆ共財物を
分取ゆ得者磔財物を取不申ゆ得者徒

一年半鞭三十

五七

入墨を抜取ゆ者

〔一〕行未禁

123 一盗い堂し入墨に被行ゆ者其後密ニ抜

〔五五オ〕

竊盜之宿致ゆ者

120 〔一〕竊盜之宿致ゆ者

〔五四オ〕

一財物越分取ゆ得者其身不行ゆ共竊

五八

謀書謀判致ゆ者

盜之首与可為同前事財物を取不申
ゆ得者一等を減可申事入墨同様之

124 一御印并奉行諸役人之判を似せ造諸渡
物等盜取ゆ者獄門未財物を不取者死

事

罪一等を減し可申事

121 一強盜竊盜之盜物と乍存買ゆ者品

125 一似せ印形似せ手拵或ハ古手形を取拵

もの錢に差積竊盜之律二等を減

公私之物を取ゆ者竊盜より準し錢之

罪に行ゆ事存ながら預置ゆ者又一

高を以罪科之輕重を可行事

等を減し罪より行ひ

但入墨竊盜同様之事

但日品物之萬多

〔五四ウ〕

126 一語らひ手段等にて取ゆ者はまゝ

竊盜同様之事

但入墨免之

127 一物取に無之申和解の堂め有合之

印形を押し類ハ竊盜に準し一等を減可申事

但入墨免之

〔五六オ〕

五九 役人を似せし者

128 一在々通り役人を似せ往來之人馬賄等

差出せしもの鞭三十

六〇 似せ金〔註〕錢を造し者

129 一似せ金を造并私に錢を鑄し者襟細工人同罪其余加談之者ハ死罪一等を減

し可申事似せ金与存ながら通用

致し者是又同様之事

〔五六ウ〕

六一 枉法賄賂之事

130 一賄賂を受「枉」堂る事を致し者錢之

〔朱書・挿心〕
「〇賄賂」

高をもつて輕重之罪科可行事

尤幾人よ里受ゆても惣錢押合せ其高を

以罪を定し事若「枉」〔朱訂〕ハ事重くし得者

人之罪を輕重し堂しし律を以刑を加し

支

定

一五貫文以下 鞭六

一五貫文以上 同九

一十貫文以上 同十二

一十五貫文以上 同十五

一廿貫文以上 同十八

一廿五貫文以上 同廿一

一三十貫文以上 同廿四

一三十五貫文以上 同廿七

一四十貫文以上 同三十

一四十五貫文以上 徒半年鞭三十

一五十貫文以上 徒一年鞭三十

一五十五貫文以上 徒一年半鞭三十

一百廿貫文以上 死罪之代徒二年鞭三十

〔五七オ〕

〔五九ウ〕

〔六〇オ〕

料 六二

不「枉」法賄賂之事〔朱訂〕

131 一頼を受錢を取ら得ハ「枉」たる事無之者ハ〔朱訂〕

惣錢之高を押合半分にして罪を定ル

資

事但老人より受ルハ、半分ニ不致事

〔六〇ウ〕

定

一拾メ文以下 鞭 三

一拾メ文以上 同 六

一貳拾メ文以上 同 九

一三拾メ文以上 同 十二

一四拾メ文以上 同 十五

一五拾メ文以上 同 十八

一六拾メ文以上 鞭 廿一

一七拾メ文以上 同 廿四

一八拾メ文以上 同 廿七

一九拾メ文以上 同 三十

一百メ文以上 徒半年 鞭三十

一百拾メ文以上 同 老年 鞭三十

一百貳拾メ文以上 同 老年 鞭三十

〔六一ウ〕

六三

坐贓之事

132

一差而頼合ル事も無之通例唯財を受ル

類ハ坐贓之罪に可行事尤惣錢半

分不致ル而罪を定ル事前条同様之夏

尤與ヘル者三等を減ル事

定

一拾メ文以下 戸メ廿日

一拾メ文以上 戸メ三十日

一二拾メ文以上 鞭 三

一三拾メ文以上 同 六

一四拾メ文以上 同 九

一五拾メ文以上 同 十二

一六拾メ文以上 同 十五

一七拾メ文以上 同 十八

一八拾メ文以上 同 廿一

一九拾メ文以上 同 二十四

一百メ文以上 同 二十七

一百貳拾メ文以上 同 三十

〔六二ウ〕

六四

賄賂之約諾致ル者

133

一賄賂之約諾い堂〔朱〕財物未手〔朱〕に入不申

ゆと母事を「枉」ゆ者ハ「枉」法に準し一等
を減し罪に行ひ可申事約諾而已
〔朱訂〕
ふて未事を「枉」不申ゆ得者不「枉」法ニ準
一等を減し可申事
〔六三才〕

六五 賄賂を行ひゆ者之事

134 一下之者願事有之賄賂を行ひゆ而法
を「枉」ゆ事を得ゆハ差出ゆ錢高を以坐贓の
律ニ當て刑を加へ遍し「枉」ゆ事重くゆ
ハ、重き方ニ而沙汰可致事
〔朱訂〕
但上ミ堂る者強ゆ而無抛差出ゆハ
御咎無之
〔六三才〕

六六 茂合取立私曲致しゆ者

135 一 茂合錢差出せ私用に致ゆ者「枉」法を以
罪に行ゆ事音信に用得自分違ひ
不申共同様之事

六七 田宅隠田畑

〔六四才〕

136 一 隠田畑い堂しゆ者老反歩よ里五反歩
まで鞭六五反歩毎に一等を加へ可申事
〔朱訂〕

但隠田畑御取上隠ゆ反吠一年之年貢
一日令出事
〔朱訂〕
〔朱訂〕
〔朱訂〕

137 一 御檢見之節惡地な登振替見せゆ者

右之格ふて一等を減可申事尤反
畝多く共鞭十五ふて許可申事村役
之者存な可ら見遣ニい堂し置ゆ者
本人同罪之事若不存ゆ得者五反歩
以下者許之五反歩以上右之格ニ而三等
を減し可申事反畝多く共鞭九ニ而
許可申事
〔六四才〕

六八 田畑質入

138 一年季を以質入い堂しゆ田地年季相
濟本人より元利返済請戻しを求ゆ
へと母外事不「託」し不相返年來押
領い堂しゆもの鞭三年來之小作米可令
返事
〔六五才〕

料 六九

田畠之押領

139 一人之田畑を事に依り押領い堂しゆ

もの屋敷者一軒田畑ハ壹反歩る五反歩迄

資

鞭三五反歩毎に一等を加へ可申事尤反

駄多共鞭十八ふて用捨可致事〔朱〕但年

來之小作米令返事前条同様之夏

〔朱補〕
「〇倉庫」

七〇

御收納之遲滞

140 一御收納年々十一月晦日迄皆済可致

事若正月迄無故して皆済無之者〔朱補〕

御收納之高十分不割一分滞ゆ得者

戸メ廿日一分毎に一等を加へ可申事村

役同様之事尤鞭九迄ふて許可申事

〔六六オ〕

七一

内借

141 一御藏廻之者御藏之米錢を内借致

ゆもの米錢之高を以竊盜不準し

罪に行ひ可申事〔貼紙〕右懸りものよ非

連ハ一等を減可申事但入墨許之

142 一器財之類自分之物をもつて取替ゆ

もの同様之事

〔朱書〕
「〇訴訟」

七二

訴訟手越不訴状差出ゆ者

143 一訴状を差出ゆ者其向々支配頭江差出可

申事手越不致奉行御役人江差出

ゆても取上申間敷事若相立か

き儀を強而手越に出ゆもの戸メ三十日〔朱〕

但願可相立筋を支配頭ニ而取押置

或る支配頭ニ而非道之取扱有之ゆを

訴ゆ類ち可爲格別事

〔六七オ〕

七三

無名之訴状

144 一無名之訴状投文い堂しゆ者鞭三訴

状之趣取上沙汰致間敷事

七四

不實之事故訴状ゆ者

145 一不實之事を申出人を罪に落さんと

する者鞭刑可被行事を訴ゆへハ

尋申出ゆ者鞭刑堂る遍し追放

〔六七ウ〕

七八

〔六六ウ〕

〔七〕可被行事を訴ひ得者追放之

事若死罪に可相成義を訴ひ

へ〔七〕徒一年半鞭三十

146

一若被訴〔貼紙控〕人御沙汰既〔貼紙控〕不究其罪被

行〔六八オ〕後不實之事願れ〔六八オ〕得ハ罪ニ

被行〔六八オ〕者之刑〔六八オ〕ノ一等を加ヘ可申事

死罪に被行〔六八オ〕得ハ可爲解死人支

147

一若式ケ条訴〔六八オ〕ハ節輕〔六八オ〕キ事〔六八オ〕ヲ實〔六八オ〕不

ても重〔六八オ〕キ事〔六八オ〕ハ偽〔六八オ〕或〔六八オ〕一〔六八オ〕事〔六八オ〕ニ而〔六八オ〕も

輕〔六八オ〕キ事〔六八オ〕を重〔六八オ〕ク申出〔六八オ〕ル者鞭數

之内實事分〔六八オ〕を差引残〔六八オ〕る鞭數

をもつて刑〔六八オ〕ノ行〔六八オ〕ル事

七五

親族相訴〔六八ウ〕ル者

148

一子孫として祖父母父母之事を訴へ

妻登して夫并舅姑之事を訴へ

ル者鞭三十虚説を搆〔六八ウ〕ヘ裁許〔六八ウ〕を

願〔六八ウ〕ルもの斬罪

149

一伯叔父姑兄姉之事を訴へル者鞭

十五訴へル事僞〔六八ウ〕不〔六八ウ〕ルへハ平人〔六八ウ〕ノ異罪

三等を加ヘ可申事〔宋・挿入〕〔但被訴ル者ハ

科人自身申出ル律と同様之事

若伯叔父姑兄姉非道之儀有之〔宋・挿入〕不

得止事申出ルハ可爲格別事

七六

子孫父母之教〔六九オ〕不背〔六九オ〕ル者

一子孫として父母の教に違〔六九オ〕ひ或ハ養

育缺〔宋・挿入〕ル儀有之もの鞭十五〔六九オ〕〔但父母之

申出に依り刑を加ヘル事

〔六九ウ〕

七七

訴訟之腰推致〔七〇オ〕ル者

一訴訟之腰推〔七〇オ〕イ堂〔七〇オ〕し或ハ人之爲〔七〇オ〕に訴

状〔七〇オ〕を作里人を罪〔七〇オ〕に落さんと致〔七〇オ〕ル者

本人と同罪之事

〔六八ウ〕

七八

強訴

一願難相立儀を大勢徒黨致支配頭

之差圖を不相用強訴〔七〇オ〕に於てハ其棟

梁致〔七〇オ〕ル者鞭廿四加談〔七〇オ〕イ堂〔七〇オ〕しル者一等

を可減事其餘一通之餘黨ハ吟味

〔七〇オ〕

料

之上容赦可致事

資

七九

運上〔貼紙裏〕隱津上

153

一 隱津出い堂しる者品物取押鞭十五相
對い多し取賦ゆるもの過料壹〔朱・挿入〕貳百文〔但〕

〔七〇ウ〕

財闕所拂可致事

154

一 米留所有之節無手形米隠出ゆる者鞭
六駄實得ゆるもの過料壹〔朱・挿入〕貳百文

八〇

隱荷揚

155

一 旅船隱荷上致ゆる者品物取押相對致ゆる
間屋鞭六家業取放ゆる事

〔七一オ〕

八一

隱商賣

156

一 隱商賣致ゆる者品物取押過料錢爲差
出ゆる事

但過料之定人別戸数方別帳條例在之

八〇

八二

雜犯博奕〔貼紙裏〕

157

一 博奕い堂しる者鞭三其場之金錢ハ没
収可致事〔朱・挿入〕但宿致ゆる者可為同罪事

〔七一ウ〕

尤其場に居合ゆるものハ外同類有之共
逸々詮議ハ不及事

但輕き宝引よミかるた等致ゆる者

戸メ三十日

八三

御用事頼合致ゆる者

158

御用事を曲て頼合い堂しる者戸メ廿日
頼ゆる者并頼を受ゆるもの同罪之事若支

〔七二オ〕

既ニ施し行ひる得者頼を受ゆる者ハ鞭六
頼ゆる者ハ其親戚朋友之為にゆる得ハ二

等を減し遍し自分之為にゆる得者

本罪之上ニ一等を加へる事尤曲事

重くゆるハ人之罪を輕重い堂しる律

をもつて刑を加へる事は〔か〕為ニ賄賂

を取ゆるハ〔朱訂〕「枉」法之律を以刑を加へる事

〔七二ウ〕

八四

人之罪を軽重致ゆ者

159 一 依怙鼻負を以人之罪を軽重い堂しゆ者

其増減い堂しゆ所を以其分之罪を加ゆ

事若或ろ全く隠し或ハ全く偽ゆヘハ

其本罪をもつて刑を加ゆ事

八五

失火

〔七三オ〕

160 一 失火い堂しゆ者戸メ廿日類焼有之ゆヘハ

三十日因て人を焼死致ゆ得ハ鞭十五〔朱増〕但

一家之誰〔朱内〕なくても手過致ゆ者之刑を加

ゆ事若御宗廟并御城等江類焼ニ及

ゆヘハ徒一年半鞭三十

161 一 御藏廻内并諸役所に於而失火い堂しゆ

ヘハ鞭廿四

〔七三ウ〕

八六

野火

162 一 山野江野火附ゆ者鞭三若本人相知連

不申ゆ得ハ其領分村所過料為差出

ゆ事〔朱挿入〕但過料之定郡方別帳條例有之

八七

御觸〔貼紙抹消〕背ゆ者

163 一 御觸に背ゆもの事之輕ハ戸メ十五日

重ろ三十日

〔七四オ〕

八八

不可為ス儀を致ゆ者

164 一 不可為儀を致ゆ者事之輕ハ戸メ廿日

重ろ鞭三此箇條之義元來重科ハ

律に正し起ケ条有之ゆ得共輕事ニ至

事變万端ケ条に難述ハ間右様之義二

等に分此ケ条をもつて沙汰可致事〔貼紙〕可論一

〔七四ウ〕

八九

科人手向致ゆ者

165 一 科人逃去捕手之もの江手向致ゆ者本

罪乃上に二等を可加支尤人ニ疵付折

傷已上不至ゆ得ハ斬罪

九〇

科人出奔

166 一 牢破并預之者繩解出奔い多しゆ者

本罪に二等を可加事

〔七五オ〕

167 一 預之者不覺ふて取逃ゆ者預之人并

番人江三十日之内捕ゆ義申付若捕ふ

は節ち科人之罪に三等を減可申事

態与逃し得ハ科人同罪

九一 科人を隠ゆる者

一科有之御詮義之ものを乍存かくし置

或ハ告知らせ逃去ゆる者科人之罪に一等

を可減事

九二 私に舛秤を造ゆる者

一私に舛秤を造并通用舛を増減いしし

奸曲い堂しゆる者鞭六

九三 御關所忍通ゆる者

一御關所を忍通ゆる者鞭九山越致ゆる者

鞭十二

九四 立帰者

一科有之御沙汰之上追放被仰付もの

御擣之地江立帰ゆる者鞭三本之如

〔七五ウ〕

〔七六オ〕

く追放可致事

一惡事有之他國へ出奔い多し其後立帰

忍居もの本罪よ梨一等を加置し

但本罪輕くハ御關所忍通ゆる者

等を可加事

一惡事無之出奔之後立帰之ものを御關

所外江出不申ゆる得者過代夫役廿日

九五 馬札紛失

一馬札紛失い多しゆる者過料卷び文

一無札之馬賣買い堂しゆる者鞭三

犯姦

九六 犯姦姦淫

一姦淫之者鞭九男女可爲同罪事夫

有之ゆるもの鞭三十

一強姦之もの徒一年半鞭三十未成

ものも鞭三十

一幼女拾貳歳已下を姦しゆる者強姦

同様之事

〔七六ウ〕

〔七七オ〕

〔七七ウ〕

179 一妻女を許して姦を致せし者本
夫〔貼紙度〕姦夫姦婦何れも同罪之事右
何連も姦所に見届愼なる證據有

之夫或ハ親族より申出ニ寄沙汰可

致支外より稟訴し御取上無之候〔朱印〕
〔朱印〕

〔七八才〕

九七 僧尼犯姦

180 一僧尼犯姦之者平人犯姦之罪に一等

を加へ還俗爲致し事相姦しもの

平人姦淫之罪に行し事

九八 下人家長之妻女を姦し者

181 一下人主人之妻女を姦しし者斬罪妾

ハ二等を可減事

〔七八ウ〕

九九 相對死

182 一男女申合相果し者子細無之へハ死骸取

捨若女を先に殺し男存命しへハ

下手人男相果女存命し得ハ解

死人不及三日肆し上乞食手江相

〔七九オ〕

渡可申事

183 一男女共疵斗ふて存命し得ハ三日肆

し上乞食手江渡之

184 一主人下人と申合相果しもの下人相果

主人存命しへハ解死人不及乞食

手江渡之主人相果下人存命しへハ

獄門

〔七九ウ〕

一〇〇 隠遊女

185 一御免場所之外隠遊女抱置渡世致し者

鞭三

〔貼紙度〕
〔覚〕

科人片付之儀區々之沙汰有之ハニ付

此度御刑法沙汰被仰付申出之趣被遊

御聽届猶又以

御自筆被

仰出の間致勤辨批判遂穿鑿勸

善懲惡ニ相成し様沙汰可有之旨四奉行江

能々可被申含以上

〔八〇オ〕

三月

御用人中

御家老

〔八〇ウ〕

御自筆之寫

「刑法帳沙汰之通申付ハ一体刑法之

儀兼而一定之上不ハ得共猶其時宣ニ

寄輕重之沙汰茂可有之事ニハ且

簡条ニ適當之罪人有之ハ共何連

君臣之義を立而父子之親ニ本付総而

人倫之儀を論し其時々沙汰致ハ様

依而必しも其簡条ニ不可泥事ニハ

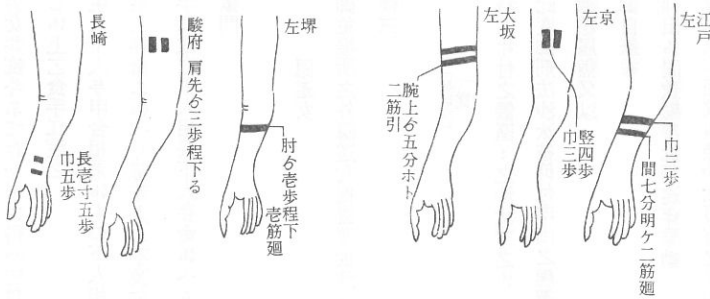
〔マ、〕

三月

寛政九丁巳年三月被 仰付之

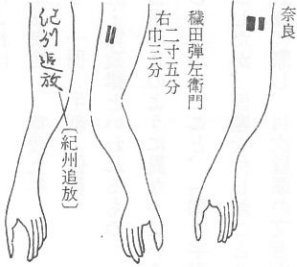
〔八一ウ〕

入墨之圖

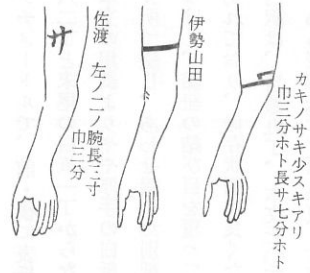


〔八一ウ〕

〔八二ウ〕

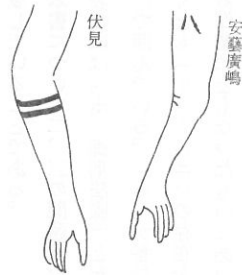


〔八三ウ〕



〔八三オ〕

飯詰 九浦 大場
〔朱抹〕 野碓深青 野碓十三蟹 板屋野木 木造
 右場所御構之者徘徊不相成事
 浅虫 黒石



〔八四オ〕

〔八四ウ〕

『御刑法牒』は弘前市立弘前図書館岩見文庫の一冊である。

『目録』によれば、

御刑法御定 寛政九年 G K三三二・五二二四

資 写 一冊 半紙 仮和

註：寛政律といわれるもの

と記す。⁽³²⁾書名がこのように異なっているのは、外題が虫損を受けて判読しにくかったこと、「御」字が○で囲まれ、あたかも抹消を意図したか、仮題を付したごとく見えることなどから、同館での登録に際し、目次冒頭の文言を書名と見誤って記録したものである。

本書は虫害・水損を蒙っている。体裁は、縦二四・二、横一七・五センチメートルで、前・後に表紙をつけ、本文は袋綴じ、墨付八二丁と末尾の白紙一丁からなる。

表紙は本文の用紙よりやや厚手の白紙を袋綴じにして、右端を上下二カ所で綴じ、あわせ綴じた別紙を表から背に巻いて、裏でのりづけし、綴紐の結び目を覆っている。しかし綴紐はいま一部が切れており、保存状態は良くない。

墨付の内訳は、目録九丁、本文七〇丁、付図など三丁である。ゆとりある表記法で片面八行、一行一六字前後、各項目の前や条文の間には一行分の余白を入れる。

また外題および本文はすべて同筆とみられ、御家流の能筆でしたためられている。日記方ないしこれに相当する祐筆クラスの手になるものとみたい。各所に朱筆が入り、一部には紙を貼り、補訂を試みている。貼紙による文の抹消（七四オ）や改変（七六ウ）である。朱書の上に紙を貼った例もある（四三ウ）。また、誤字や問題ある箇所は桃色・薄黄色・白色の小紙片を貼り、その上から照合した結果に基づき訂正を施した例もみられる。後で剥いだ痕跡もある。紙片の大きさは、幅一・九センチメートル（二九オ）である。

本書の構成上の特徴は、はじめに目次のあること、本文末の一〇〇「隠遊女の項につづけて、「覚 科人片付之儀」云々および「御自筆之写」に加えて「入墨之図」および大場にかんするメモを収載していることである。

さて、本書について二、三の問題点を指摘しておこう。

まず、表紙には「ホ 御刑法牒」と記し、そのうち「ホ」と「御」を○で囲んでいる。「ホ」が番号に相当するとすれば、他に少なくとも「イ」く「ニ」の存在を推測させ、しかも本書に関係する作業にともなったものであったと見うる。同じ写本が他に少なくとも四冊あったか、関連する諸本が四冊以上存在したか、あるいは作業段階の異なる本が四冊以上あったのか。

岩見文庫には他にこれを明らかにする資料が存在するのかもしれないが、未見である。

目次九丁は本文と用紙を異にし、後補になるとみられる。目次は、朱筆を加えたのちに墨書で番号を施している。この番号は、これまでに用いてきた仮番号(ゴチック体で表示)と一致し、他の目次のような異同はない。一つの定型を示し、明治初年に弘前藩から司法省に提出された京大本母本の条文配列順とも一致することになる。朱で補われたのは四五・五二条である。

本文中の編目名は、最初は脱漏し、後から補筆されたものが多い。当初から記入されていたのは、人命・打擲のみで、朱書で盗賊・賄賂・田宅・倉庫・訴訟・連上・雑犯・犯姦が記入され、たとえば「盗賊 窃盜」ではなく、「田宅隠田畑」「雑犯博奕」など編目名と項目名を一体化してしまった乱れなど、この箇所については混乱がめだつ。その結果が目次にも反映している。

一条文の配列については、一一四条を欠き、一七五条・一七四条の順になっていることが主要な異同にすぎない。この点も一種の完成形態に非常に近い本であることを示す。

随所にみられる朱筆(六五箇所)は、初筆の脱落箇所の補筆

や、誤字の訂正・抹消、段落・改行の指示などで、本文を新たに改訂したものではない。また残存する貼紙(一一箇所)に比べて多くみられる本文中の貼紙痕(四三箇所)は誤字訂正以外は、それぞれ何を目的としたものか不明である。

入墨の図は、しばしば見受けるものであり、本稿(十)に収めた『要記秘鑑』三十二の公義御仕置仕形にも、入墨として、江戸・京・大坂・堺・伊奈半左衛門・弾左衛門の六図がみられる(一九九頁)。最近翻刻された仙台藩の『評定所格式帳』にも江戸・大坂・駿府・(佐渡)³³・伊奈半左衛門・京都・長崎・堺・弾左衛門の図が見られる。本書は伊奈半左衛門を欠くが、両者がない奈良・紀州・伊勢山田・安芸広島・伏見の図を収める。なお、弾左衛門は両本では右上腕に堅一筋であるのが、本書では二筋となっている。

大場については、鞭刑追放の最高刑として「鞭三十里大場御構」にかかわる。具体的に示したものととしては、本稿(四)『寛政律』には冒頭の明律との刑名比定のあとに、

大場 四浦 五浦 木作 飯詰

板屋野木 浅虫 黒石

とあり、続けて三御通地(徒ケ関・青森・鯉ケ沢)を記す(二二九頁)。(五)『寛政律』も三鞭刑追放の欄外に朱筆書入で、

料

町奉行所格帳

大場

四浦 五浦 木作 板屋野木 飯詰 浅虫 黒石

資

三御通地

碓ヶ関 青森 鱈ヶ沢

と記している(九七頁)。本書では四浦・五浦をあわせた九浦の表記を用い、朱でそのうち青森・鱈ヶ沢・深浦・十三湊の四浦と蟹田・今別・野内・大間越・碓ヶ関の五浦の地名頭文字を略記している。野内以下は海港ではなく、陸関であるが、同様に交通の要衝で他国との出入りに関わる場所として重要視されていた。

註(32) 弘前市立弘前図書館『岩見文庫郷土資料目録』昭和五七年一月、八一頁。なお、本書は既刊の『岩見文庫郷土資料目録』その一・その二・その三、および補遺の部を再編集したものである(同書序・凡例)。

(33) 吉田正志『評定所格式帳(上)——仙台藩法制史料第二——』(東北大学法学部法制資料調査室研究資料一五) 東北大学法学部法政資料調査室 一九九一年三月、一二・一三頁。

本稿は大阪経済法科大学一九九一年度研究奨励金による研究

成果の一部である。

付10 『御用格』二十三・二十四

(国立史料館所蔵)

凡例

- 一 国立史料館所蔵本(陸奥国弘前津軽家文書 一五九)を用いた。
- 一 本書の後半は虫損のため閲覧禁止となっているので、閲覧可能部分のみを翻刻した。
- 一 字体、字配りはできる限り、原本に従った。異体字・変体仮名については必ずしも原本に従ってはいない。
- 一 仮項目番号一、二、三、……および各件番号1、2、3……を付した。ただし、閲覧不能の箇所は、件数不明につき、便宜上、番号を空けた。
- 一 各項目、各件の前をそれぞれ一行空けた。
- 一 原本の丁数および表裏を各終行末に「」で示した。
- 一 各丁片面八行で記されており、念のため空白行数を「」で示した。
- 一 他に適宜書き加えた箇所も「」で示した。
- 一 読点を適宜施した。

從文政八年
至弘化四年
御用格 二十三

卷ノ二十三

変

弘前火事

被仰出〔卷二〕

附江戸共〔卷九〕

在浦火事〔卷七〕

山火事〔卷九〕

地震〔卷十四〕

洪水〔卷十五〕

大風〔卷十七〕

出奔〔卷十八〕

捨子〔卷二十一〕

討論〔卷二十三〕

迷子〔卷二十一〕

喧嘩狼藉〔卷二十四〕

〔裏八行分空白〕

〔一ウ〕

料 被 仰出

1 〔八二八〕
文政十一年三月廿六日

一出火之節御用ニ付火元江罷越、御側
廻り火事具左之通、

一笠

表朱裏金鍍地ニ黒万字之

御印式ツ、但萌黄総角、

一羽織

白地ニ黒万字ノ御印老ツ、但萌黄総角、

〔卷〕
〔一〕 口取巻「文政八年ヨリ」

一夜中ニ者腰指挑灯朱堅筋ニ黒

御紋三ツ、

右之通ニ而火事場江罷越、間、寄場

詰并火元諸役人所々御門番ニ而茂

相心得様、

一火事場并途中之儀も、下々ニ至まで、

右之御印兼而相心得、少茂無作法

無之様、若心得違有之、御用支相成、ハ、

急度御糺可被 仰付、

但途中町火消ホ者勿論、物頭組頭

之廻勢行列茂乗切可申候間

〔二ウ〕

〔二オ〕

相心得様、

右之通被 仰付候間、御家中并寺社在町

下々之もの共迄心得違無之様、其向

支配頭ニ而罷々申付置候様、不洩候様、

〔卷〕
〔二〕 御目付觸有之、

〔三オ〕

2 〔八二九〕
文政十二年四月十七日

一変場江相詰候もの之内、火消道具

持參不致、所々江罷有、猶又見物老通

罷越、ものも有之、火消方妨ニ相成、旨、

以来右躰之もの於有之ハ、急度御糺

可被 仰付旨御觸有之、

但天保五年正月廿七日又々御觸有之、

3 〔八三〇〕
天保元年五月十五日

一寺社役申出候、両御寺并草秀寺

変中ホ之節、

御尊牌御立退之始末、御尋被 仰付、

左ニ、

一長勝寺近邊変事ホ有之、持方見切

〔三ウ〕

無之、

御尊牌御立退之節者、同寺境内

〔三〕 遠林之内江、

御尊牌奉守護、則日同寺江御安座

相成、節者、御仮殿御出來迄之内、

革秀寺

御尊牌御安座被 仰付、様、尤則日駒越

淺場時ニ寄、差支之義有之節者、耕

春院江 御安座被 仰付、様、

一報恩寺近邊変事ホ有之防方

見切無之、

御尊牌御立退之節者、同寺境内裏通り

御尊牌奉守護、則日同寺、

御尊牌御安座相成兼ハ節、御仮殿

御出來迄之内、菓王院江御安座被

仰付、

一革秀寺近邊、前同様之事ニ而

御尊牌御立退之節者、同寺裏通り

御尊牌奉守護、則日同寺江

御尊牌御安座相成兼、節者、

〔四才〕

御仮殿御出來迄之内、長勝寺江

御安座被 仰付、様、尤則日駒越淺場

差支有之節者、橋雲寺江御旅之御扱

を以、御安座被 仰付、淺場差支無之

處ニ而、長勝寺江 御安座被 仰付、様、

右之通下通取究可申上ハ共、変事之

義者其時之風合ニも拘ル義ニ付、豫規

規定相究、義難申上ハ間、其時ニ隨ハ

何連御差圖被 仰付、様、申出之通被

仰付、間、夫々可申通旨、寺社奉行江

申遣之、右ケ条書取為心得兩組頭江

相渡、尤右之通被 仰付、ハ共、其時之

風合ニも寄、義ニ付、何連應変之差圖

致ハ様被 仰付、与認、

4 〔八三四〕
天保五年四月十六日

〔五才〕

一頃日繁々出火有之、物騒之旨相聞得、間、

御使番藤田忠之進・藤田彦四郎・築館

文弥・猪俣常作・外崎宗十郎儀、町

廻被 仰付、尤諸勤引取被 仰付、旨、

〔六才〕

〔五才〕

料

口達ニ而申付、右越御使番通用番江
為知申遣之、

〔二行分空白〕

〔六ウ〕

資

〔六〕

〔表八行分空白〕

〔七オ〕

〔裏八行分空白〕

〔七ウ〕

三

在浦火事

5

〔八三〇〕
天保元年十二月廿二日

一 青森町奉行工藤源左衛門申出、一昨

廿日夜五時已前青森町奉行所勝手

与り出火ニ而、役所廻不殘焼失之旨、

い細申出有之、

但右ニ付、同二年正月十七日源左衛門義

慎被 仰付、其外御締向い細有之、

〔三行分空白〕

〔八オ〕

6

〔八三四〕
同五年二月十九日

一 鱒ヶ沢七石出火、焼失家数百八拾五軒、

其外社并諸番所共類焼有之、

但二月廿三日火元不埒ニ付、廿二日慎被

仰付、

〔表八行分空白〕

〔九ウ〕

〔八〕

〔裏八行分空白〕

〔九オ〕

四

山火事

7

〔八八八〕
文政十一年三月廿二日

一 岩木山高硫黄平出火之旨申出、間、其方

共内耆人早速籠下防方可有之、

猶時々様子可申出旨、郡奉行・山奉行江

申遣之、

一 右ニ付兩目付耆人ツ、罷越ゆ様、大目付江

申遣之、

一 右ニ付、今一左右次第罷越ゆ様、大組

諸手物頭御目付へ申遣之、

〔二〇オ〕

但寺社役防方并人夫差出方い細

有之、

同日

一鎮火之旨申出、右ニ付内意申遣、
役々江不及罷越旨申遣之、

8
〔八三〇〕
天保元年七月朔日

一郡奉行・勘定奉行申出、私共是迄
山火事又者弘前近邊見分ホ之節、

三御馬屋ホ御貸馬被、仰付罷有ホ処、

御出旁ニ而御貸馬多少之節及山火事

ホ差懸差支之義有之ホ間、御武具藏

御有合之内馬具老通ツ、両役所へ

御預被、仰付度、左、へハ馬之儀者町馬・

〔卷〕
在馬之内相用度義、申出之通、

〔十一〕

9
〔八三六〕
天保九年四月廿四日

一柏木館野江火事有之旨相聞得、間、

其方共組召連、早速罷越、防方夫々

可申付旨、御持筒足輕頭堀忠五郎江

諸手足輕頭渡邊碓太郎江申遣之、

一右ニ付早速罷越防方可有之旨、御目

〔一〇ウ〕

付郡奉行山奉行江申遣之、

但老人ツ、

一右ニ付山方吟味役老人早速罷越、

防方之義可申付旨、勘定奉行申遣之、

一右ニ付御代官近郷村々人夫召連押立

防方可申付旨、郡奉行江申遣之、

一右ニ付山方締役并山役人早速罷越

ホ様、山奉行江申遣之、

一右ニ付兩目付罷越、防方之義大目付へ

〔卷〕
口遣ニ而申付、

一右ニ付大火ニ相成ホへ、防方可被仰付、間、

組召連罷越ホ様、内意、御持鐘奉行

鶴川左門介・大組物頭海老名彦藏へ

申遣之、

一右同様御使番外崎宗十郎・齋藤

勝弥・笹森重吉江申遣之、

一以手寄致啓上ホ柏木館野ニ火事有之

ニ付、役々防方申付置ホ間、々一左右

火勢次第防方可被、仰付、旨、御内意

御手廻組頭津輕直記、御馬廻組頭山野

〔一一ウ〕

〔一二オ〕

〔一一オ〕

〔一二ウ〕

料

主馬江申遣之、

但主馬御代官表 仰付、間、御馬役申合、

仕様申遣之、御馬役江申遣之、

資

〔三行分空白〕

〔卷十二〕

〔裏八行分空白〕

〔二三才〕

〔表八行分空白〕

〔二三ウ〕

〔卷十三〕

〔裏八行分空白〕

〔二四才〕

五

地震

〔二四ウ〕

〔卷十四〕

〔七行分空白〕

〔二五才〕

〔裏八行分空白〕

〔二五ウ〕

六

洪水

10

〔八三〇〕
天保元年八月十六日

一岩木川出水八歩之旨申出、間、其方

義防方被 仰付、間、組足輕召連早速

罷越防方之義可申付旨、諸手足輕

頭戸田清左衛門・對馬刑部江申遣之、

一右ニ付防方被 仰付旨、渡辺將監并

〔卷十五〕 溝江傳左衛門江内意申遣之、

一右出水九歩之旨申出、間、當番太田

勘々由罷越仕様口達致、

一右ニ付諸役防方被 仰付、義、細有之、

〔五行分空白〕

〔二六ウ〕

〔表八行分空白〕

〔卷十六〕

〔裏八行分空白〕

〔二七才〕

七

大風

〔裏八行分空白〕

〔二七ウ〕

〔卷十七〕

〔七行分空白〕

〔二八才〕

〔裏八行分空白〕

〔二八ウ〕

八

出奔

11 文政八年八月十一日

一 横山清次郎申出、祖母先頃病屈ニ而

他行罷帰不申、出奔御断之処、此節

堅田村清吉申もの之方ニ罷有由段

申來、外ニ寄方無之ニ付取寄養育

願之通、

12 同十一年六月十七日

〔卷十八〕

一 藤林助左衛門申出、母病屈ニ而

先年出奔之処、平内邊ニ罷有由、

取寄養育仕度義、願之通、

13 文政十一年十月五日

一 以前御馬廻與力相勤、葛西弥太助

悴安五郎義享和三年出奔之処、秋田

阿仁金山ニ住居、諸山金銀銅鉛ニ心を

入、見立功者ニ付、呼越之儀、御国産

御用懸る申出、ニ付、御国徘徊

御免之義、委細三奉行沙汰之通

〔一九ウ〕

〔一九オ〕

被 仰付、

14 同年四月十五日

一出奔人之内鍛冶町之弟吉儀、佐竹様

廻銅之一件懸合、

公邊江御呼上之上御片付之節、居町

〔卷十九〕 拂被 仰付、下河原る鍛冶町支配江

移住之ものニ有之處、去八月同所る

出奔之義ニ付御届之義、い細者御届之

部江相記之、

15 同十二年四月十二日

一 秋元藏主弟牧太郎儀享和二年

出奔之處、塗師心得ニ付、御国徘徊

御免之上、町住居之義、委細三奉行

沙汰之事、

〔表八行分空白〕

〔卷二十〕

〔裏八行分空白〕

〔二〇オ〕

〔二〇ウ〕

〔二一オ〕

〔二一ウ〕

16 文政九年十一月十五日

捨子迷子

一 西館万弥申出、同役晴山常八郎

門前ニ捨子有之ニ付御片付之儀申出、

養置の様被 仰付、追而御片付之義

可被 仰付旨申遣之、

但同十七日右捨子親之方ニ而萱町

〔卷一〕 万之写申ものへ相返、義、い細有之、

〔二二才〕

17 同十一年八月廿七日

一 御持筒齋藤弁作申出、當六月南溜

池水門尻る捨子、此節相勝不申ニ付、

御医者被 仰付度旨申出、醫者申合之上

薬用差加ひ様可申付旨申遣之、

但九月三日病死ニ付、御手當ヒ下方之義

い細有之、尤右捨子當六月十五日

養育之義申出、為御手當鳥目老ノ式百文

被下置、義、同日ニい細留有之、

〔卷一〕 〔廿二〕

〔七分分空白〕

〔裏八行分空白〕

〔二三才〕

〔卷一〕 〔廿三〕 〔七分分空白〕

〔虫指〕

〔裏八行分空白〕

〔二四才〕

〔二四才〕

一一 喧嘩狼藉

18 文政十二年八月十三日

一 以上支配花田平四郎儀、黒石表江神事

見物ニ罷越、打擲ニ逢、義ニ付、親類

成田官藏罷越召連罷帰、処ニ而、

他出差留之上、官藏見継之儀ならひ

途中役筋足輕共附添之儀、い細

有之、い細之義者御阿之部ニ有之、

〔虫指〕 〔廿四〕

〔二五才〕

19 同十九日

一 以上支配長谷川栄次義、去ル十七日之

夜松森町木挽久八子小市郎与申者

及慮外ニ趣ニ而打捨の段、申出有之、

同町名主高嶋屋半左衛門方江罷有の

段申出有之の間、御沙汰中栄次宅江

引取、親類見継之上、大組諸手足輕

番人付置の様被 仰付、尚又栄次親類

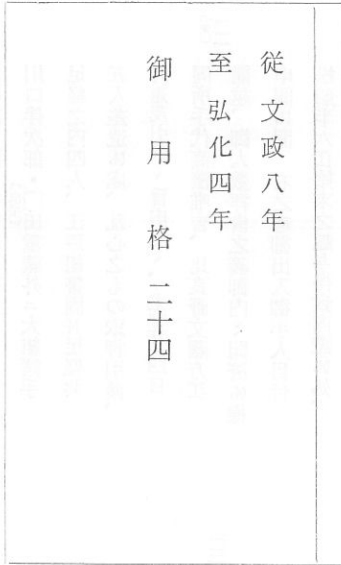
〔二五ウ〕

〔史料館封紙〕
以下虫損ニ付

閱覽停止〔以下十余丁、裏表紙まで包む〕〔二六オ〕

〔以下閲読不能〕

〔表紙〕



(縦 23.6cm 横 17.2cm)

變 卷ノ二十四

變死

乱心 〔九〕

怪我

家來變事 〔九〕

御国もの他領ニ而

變事病死

申立 〔十七〕

〔十〕

雜人變事 〔十〕

他領御国元ニ而

變事病死

〔九〕

〔取紙〕
〔史料館封紙〕
文政八年ヨリ

〔裏八行分空白〕

一三 變死乱心怪我

1 文政十年二月六日

一 小笠原金次郎申出、実父喜藏義

氣分不宜の処、窺之上、於一間所養生

之処、昨五日變死仕、御見分相濟のニ付、

死骸取片付被 仰付度義、先年より他出

御差留被 仰付罷有の問、葬式之義

〔卷〕
〔虫損〕
ハ□ニ及、菩提寺へ相送度義、伺之通、

但検使御手廻老人、御徒目付老人、

足輕目付老人ヒ 仰付、

〔二オ〕

2 天保二年八月廿八日

一 去月廿三日朝、御代官江川太郎左衛門

手代森田文平・菅沼大次郎与

申もの、御留守居比良野文藏方江罷越、手代共之内致乱心、同僚共致殺害の付、早速取鎮可申処、甚人少ニ而行届不申の問、

〔二ウ〕

此方様江加勢之儀頼申來の旨、御留守

居申出、問、御徒小頭神多喜司・御徒

川口伴次郎・〔虫損〕田重藏外ニ大組諸手

足輕之内四人、江戸組警固并足輕共

五人差遣の處、乱心之もの取押引渡、

何連茂引取、旨申出、尤翌廿四日

〔卷二〕同所手代高濱唯吉、比良野文藏方江

罷越、御人数拝借之義御内ニ開濟の様

申聞の問、右之趣御出入御小人目付

松船半六江始末之趣与得致内證の処、

檢使之節、

御名ホ一切不申出、問、御手拔之義無

御座、宜段申聞の付、後日聊故障之儀

有御座問敷旨、御留守居申出、右申出并

其外前書差向、御徒小頭・御徒与り

申出書付共、夫々御家老中江

〔三ウ〕

宇膳殿の被差下旨申來之、

3 〔八三〕天保二年二月八日

一御中小性佐野辰五郎義、奥内別段

締役相動罷有の処、一昨六日於同所

致自害相果の旨、申出有之の問、青森

御藏立合之内老人、右檢使申付、尤

〔卷三〕立合之儀者同所勤番目付の申付、問、

申合一所ニ罷越相動の様、御手廻組頭へ

申遣之、大目付ニも申遣之、

但組合別段役足輕目付、右之趣

大目付の申付、様、口達ニ而申付之、

一同十二日檢使三上恩藏の見分之

始末ホい細申出有之、右者悴の葬送

伺之義共有之、

4 〔八三三〕天保四年三月九日

一以下支配佐々木忠吾儀、狼藉ものニ

出逢、得疵相果、足輕目付檢使委細

申出有之、

〔四ウ〕

〔四オ〕

5 〔六四〕
天保七年二月廿八日

一 町奉行申出、昨夜出火之節、茂森町
竹屋清九郎与申もの怪我死い多し、

旨、町年寄町目付申出、間、足輕

〔卷〕
〔四〕 目付見分之上取片付、義、伺之通、

〔五オ〕

6 天保七年四月十四日

一 銅山方御用懸勘定奉行申出、八光山

金名子傳藏居小屋出火ニ而、當二月

出生之子供〔虫損〕入焼死之旨、銅山役川村

覚之承罷越、見分之処、申出之通相違

無之に間、取片付方夫々申付、旨申出、

承届、

7 同年四月廿二日

一 芝居役者小佐川常世女房、氣分

不宜處る娘突殺、死骸足輕目付

見分之義申出、尤町目付立合之上、町

年寄江夫々詮議方申付置る旨申出

〔虫損〕
次第可申旨、尚又前書女房儀ハ手

〔五ウ〕

錠之上、番人・夫附添せ、五軒組合共へ

敵重見繼方申付置旨、町奉行申出

〔卷〕
〔五〕 之通、

〔六オ〕

8 天保七年十一月廿九日

一 郡奉行申出、和徳組富田村方太郎

名題家屋敷住居御持錠甚太郎方江

同居之浪人中村弥太郎方江、昨夜

盜賊入込、弥太郎并母妻子共四人

殺害被致、間、役筋見分之上早速

御片付被、仰付度義、申出之通、足輕

目付老人罷越見分申付旨申遣之、

〔六ウ〕

9 同年十二月九日

一 小鹿勝之進儀、風氣ニ而寝伏居る處、

大伯父岩川専郎親源十郎乱心ニ而

切懸取押、悪木村八右衛門方江逃行

〔虫損〕
切害被致義并八右衛門もい細

申出、役筋見分之義共、い細有之、

〔虫損〕
但十月十一日死骸片付、并源十郎

料

〔六〕 入牢ヒ仰付義共、い細有之、

〔七オ〕

10 天保八年二月十三日

資

一三奉行申出、変死之もの有之節

取片付之義ニ付、別段申出、書付被成

御渡、評議仕□ニ御仕置ホ之もの互違、

平民を乞食手ニ而取片付之義者、

不穩様奉存、間、葬具ホ之御扱

可有之ゆへ共、左迄之義ニも無之、文作

年中被 仰付、趣ニ而、子細無之旨、

其旨差心得、是迄之通取扱様被

仰付、様、左、ハ、作事奉行江も被

仰付、様、申出之通、

〔七ウ〕

11 天保九年七月十七日

一友木左吉申出、ハ、伴右吉義昨晚

踊見物ニ罷出ゆ處、狼藉ものハ仕業

ニ茂ゆ哉、且ハ人間違ニもゆ哉、於鍛冶町

明ケ八時過手疵負、頭之内長サ式寸五步

〔七〕

位、深サ五步斗、式ケ所突疵、長サ壹寸位

〔八オ〕

深サ壹寸斗壹ケ所、左手指之内式ケ所

削疵負ゆ間、御医者佐々木宗壽頼合

療治之旨承届、尤疵見分檢使手廻

老人出席、御徒目付老人被 仰付、旨

申遣之、

〔二行分空白〕

〔八ウ〕

一三 他領もの御国元ニ而

変事病死

〔六行分空白〕

〔八〕

〔六行分空白〕

〔九オ〕

〔裏八行分空白〕

〔九ウ〕

一四 家来変事

〔七行分空白〕

〔九〕

〔裏八行分空白〕

〔一〇オ〕

〔一〇ウ〕

一五 雑人変事

〔七〕

〔七行分空白〕

〔裏八行分空白〕

〔二一才〕

〔二一ウ〕

一六

御国者他領ニ而変事病死

12

〔二八二五〕
文政八年三月十九日

一町奉行申出、仙臺様役人江之返簡

申出之通、右来状左之通、

以飛札致啓達〔虫損〕□春暖之砌、弥御堅固

被成御勤〔珍〕重存、然者十二月十四日

當領氣仙郡末崎村之内丸森与申

〔十一〕

山中ニ首縊相果居、男、見當ゆもの

有之、於筋ニ及吟味ゆ處、全自縊ニ無

相違相見得、尤數日過去ゆ死骸与相

見得、面跡ホ者変ルヘ共、其

御許様御廻米積御雇船大坂真徳丸

船頭芳藏乘難船、荷打之上、去冬中

右末崎村入津之節、上乘罷有、綱八与

〔二二才〕

申ものニ面指衣類共無相違相見得、段

申出、難船入津ニ付而者、其節御役人衆

御越、夫々御始末被成、通之処、右綱八与

申ものハ其刻船宿与り出奔之よし由間、

旁綱八ニ相違有之間敷旨共、向々申聞ゆ間、

先以右死骸ハ同所真言宗長源寺江仮

葬申付置、条、同人所縁之もの罷越

致始末ゆ様、御差圖〔虫損〕被下、此段得御意

度、如此御座、恐惶謹言、

〔卷〕

〔十二〕
三月朔日

津暨越中守様

御内
御役人中様

尚、右死人着用之衣類ホ別段覚書之通

由ニ〔虫損〕□〔虫損〕覚書ハ略之、

一右之通申来ゆニ付、町奉行と返簡左

之通、

御状致拜見ゆ、如仰春暖之御弥御堅固

御勤〔珍〕重存、然者去月十四日其御領

氣仙郡末崎村之内、丸森与申山中ニ

首縊相果居、男當ゆもの有之、於筋ニ

〔二二ウ〕

〔二三才〕

〔二三ウ〕

御吟味之処、全自縊ニ無相違相見得、尤

數日過去ハ死骸ト相見得、面躰ホ者

変ルヘ共、此方〔中損〕廻米積履船大坂真徳丸

船頭芳藏乘難船荷打之上去冬中

右末崎村入津之節、上乘罷有ハ綱

八与申ものニ面指始衣類共ニ無相違〔中損〕

相見得、段、申出、旨、猶又難船入津

之節、此方役人共罷越、夫々始末吟味中、

右綱八与申もの其刻船宿ル出奔

之由、旁綱八ニ相違有之間敷旨とも、

向ル被申聞ル由ニ付、右死骸ハ同所

真言宗長源〔寺〕江仮葬被、仰付置、間、

同人所縁之もの罷越致始末様可申

付旨、委細御紙面之趣致承知、則

重役共へ相達ハ処、所縁之もの早速

差立ハ様被申付、間、追而差立可申、

其御領江参着次第、可然様御差圖

被下度御頼申ハ、猶其節委細可得

御意ハ、段々厚御取扱被下入御念、

御紙面之趣忝次第ニ存、右之段宜

〔二四ウ〕

及御扱旨重役共申付、条、如斯御座、

〔卷〕 恐惶謹言、

〔十四〕

御名内

對馬 俊藏

田中太郎五郎

〔二五才〕

松平陸奥守様御内

小松新治様

猶々右死人着用之衣類ホ御別段覚書

之通之よしニハ旨共被、仰聞、致承知、以上、

13

〔二六才〕
文政九年六月八日

〔二五ウ〕

一新館村久助親長四郎諸国千ヶ寺

拜禮ニ罷出、處、伊達郡桑折駅ニ而

病死之義ニ付、扱参之始末詮議之処、兩

濱江抜附ニ罷出、よしニ而、去春家出

之旨、長々帰村無之ハ、早速相尋可

申出、其何ニ致置、段、不埒ハ共、去冬

大赦以前之義ニ付、此度者御用捨被

仰付、以來右躰無之様、御代官ニ而申付、様

〔卷〕
〔十五〕
三奉行申出之通、

〔二六才〕

但法立寺の往来手形并寺請状

差出、義ニ付、寺社被 仰出之部、

記之、

14 〔八三〇〕
天保元年七月廿二日

一町奉行申出、滝沢村松之助子福松并

松次郎、伊達郡森山村境内ニ而被

殺害の旨、木下宮内少輔様役人中与り

申来、詮議之処、松之助子福松儀者半助

子之福松ニ有之、松次郎者松之助事

松太郎子松次郎ニ有之旨申出、親類共

義者老若斗ニ付、右之もの共親々罷登

の様、来ル廿五日迄弘前表へ罷上リ、同廿七日

諸組町同心附添、爰許出立の様申付、

猶又参宮拔参之義、兼而被 仰付茂

〔卷〕 有之處、右躰不埒之義、追々詮議之上

〔十六〕 可申上旨共、御代官々同之通申付旨

申遣之、

但七月十八日、右之義ニ付、来状共、い細

有之、

〔四行分空白〕

〔二七ウ〕

一七 申立

〔卷〕 〔七行分空白〕

〔十七〕

〔二八オ〕

〔裏八行分空白〕

〔二八ウ〕

〔史料館封紙添書〕
以下虫損ニ付

閲覧停止

〔二九オ〕

〔以下数丁閲読不能〕

この二冊の体裁などは、二十三の表紙が全面黜黒化している（罹災時に、最上部にあったか）他はすでに紹介した二十一・二十二と変りないので、省略する。ただし両冊とも二十一・二十二に比し非常に薄い。

弘前市立弘前図書館『弘前図書館蔵津軽家文書総目録』（昭和五九年三月）によれば、御用格の二十三・二十四について、御用格（寛政本） 御日記方 TK二〇九一

寛政写 二四冊 半紙倍 和

内容：〔中略〕

第二三 変（被仰出 両都御屋敷御類焼并弘前火事 在浦火

事 山火事 地震 洪水 大風 出奔 捨子・迷子 打捨

者）

第二四 変（変死・乱心 家来変凶 雑人変事 御国者他領

ニ而変事 他領之者御国ニ而変事 申立之部）

御用格（從寛政三年至文政七年） TK二〇九二

写 二五冊 半紙 和

内容：〔中略〕

卷二三 変（被仰出 弘前火事江戸共 在浦火事 山火事

地震 洪水 大風 出奔 捨子迷子 討捨 喧嘩附狼藉）

御用格（從文政八年至弘化四年）

TK二〇九一三

写 二〇冊 半紙 和

内容：（文政八年よりと天保一〇年よりとに分かれ、記事のない項目もある。巻一から巻二〇まで）〔以下略〕

御用格（從嘉永元年至安政六年）

TK二〇九四

写 二五冊 半紙 和

内容：〔中略〕

卷二三 変（被仰出 弘前火事附江戸共 在浦火事 山火事

地震 洪水 大風（記事なし） 出奔 捨子迷子（記事なし）

討捨（記事なし） 敵討 喧嘩狼藉）

卷二四 変（変死・乱心・怪我 御国者他領ニ而変事病死

（記事なし） 家来変事（記事なし） 雑人変事（記事なし）

申立 他領もの御国ニ而変事病死）

と記してあり、第二編は巻二四を欠き、第三編は巻二二以下を欠く。後者の欠巻がこれまで紹介してきた国立史料館所蔵分に相当することは、あらためて説明するまでもない。

変の部については、自然現象による事故・災害および人為的な事故・災害をあわせて記録しているが、犯罪ないし科刑・処分を必要とするものと隣合わせといえる内容もまま見える。人為的事故・災害の原因あるいは加害者が特定できぬため、凶の部に入らなかつたものもあるようだ。

虫害が甚だしく、閲読できなかった箇所も多いが、これをもって暫定的な紹介を終える。快く史料の閲覧・撮影を御許可いただいた国立史料館および担当職員の方々に謝意を表する。

なお原稿作成後、待望の『御用格(寛政本)』上・下巻を入手した。保存のため現在閲覧禁止になっている本書がこのような形で自由に利用できるようになったことは、誠に喜ばしい。

膨大な原稿の作成に当たられた佐藤吉長氏と校訂を担当された長谷川成一教授の御労苦にも謝意を表したい。ひきつづき第一次追録本(寛政三年)文化七年)、第二次追録本(文化八年)文化四年)、第三次追録本(嘉永元年)安政六年)の刊行も予定されている由で、大いに期待したい。その節にはこの国立史料館本も合せて全文翻刻していただけるよう望みたい。今回の作業はそれまでの中間的な役割を果たすものである。

なお、前に紹介した『要記秘鑑』三十三・三十四と、今回公刊された『御用格(寛政本)』との関係については、別稿で述べることにする。

執筆者紹介

紙野 健二 大阪経済法科大学 助教授(行政法)

北島 平一郎 同 教授(外交史)

岩村 等 同 助教授(近代法制史)

橋本 久 同 教授(日本法制史)

(執筆順)